

## 第14節 食糧の供給

### 食糧の供給

- 産業振興班
- 総括班
- 福祉班
- 教育班

#### 【基本方針】

災害時において、食糧の円滑な供給は、民生の安定に重要な役割を持っている。したがって、市は被害状況の把握とともに、必要食糧品の確保に努め、迅速に米穀等主食の応急配給、副食品の調達あっせんの措置を講ずるものとする。

特に、東日本大震災では道路輸送網が寸断または津波により長期冠水したため、孤立地区が沿岸部を中心に多数発生し、こうした地区に対しては、十分な食糧供給が行えない事態が生じた。

市は、平常時から計画的に非常食の備蓄を行い、また、食糧供給応援協定の締結等を推進し、食糧供給体制に万全を期するとともに、孤立地区への食糧供給方法についても検討しておくなど、災害時には迅速かつ公平性を持った安定供給に努める。

なお、食糧供給における基本的考え方は以下のとおりとする。

- 1) 発災当初は備蓄している非常食での対応を行うが、その後は災害対策本部長の指示により、“産業振興班及び教育班”が中心となり炊き出しを実施する。
- 2) 防災食育センターの稼働にあたっては、場長を責任者とし、職員は場長の指示に従い炊き出し業務を行う。また、避難所への食糧配送にあたっては、原則として防災食育センターが保有する配送車を使用することとし、配送路については学校給食配送計画に基づき設定する。
- 3) 炊き出しにあたっては、常に食糧の衛生に留意する。
- 4) 避難所の位置及び避難者数を迅速かつ的確に把握し、炊き出しの配分漏れや重複支給がないように注意する。
- 5) 炊き出しの期間は、市が災害対策本部を設置している期間及びこれに準じるものとして市長が指定する期間とする。なお、災害救助法の適用を受けた場合は、災害発生の日から7日以内（期間延長あり）とする。
- 6) 給食活動を効率的に実施するため、給食場所は避難所等に限定する。
- 7) 6)以外の施設等への直接の配送は以下のような場合に実施する。
  - ア. 災害により孤立し、食糧調達に困難が予想される地域
  - イ. 病院、社会福祉施設等の傷病人、避難行動要支援者関係の施設
- 8) 市民に対して以下のような対応を要請する。
  - ア. 原則として発災後の2～3日間は、避難所に収容された以外の市民については、市民自身が備蓄している食糧で対応する。
  - イ. 市民相互で助け合う。
- 9) 事態がある程度落ち着いた段階では、給食対象者を避難所収容者に限定し、給食需要の明確化を図る。

【第Ⅵ編 地震・津波災害応急対策計画】

第2章 第14節 食糧の供給

- 10) 被害の状況によっては、避難生活が長期間にわたることとなる。被災者に対する炊き出しや食糧物資の支給活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織は自ら炊き出しを実施するほか、市が実施する食糧物資の配布活動に協力する。
- 11) あらかじめ災害時における食糧供給計画（輸送に関する計画を含む）を策定し、被災者の食糧の確保と供給に努めるものとし、必要な食糧の確保と供給ができない場合は、協定を締結している市町村広域災害ネットワークや民間事業所、また県や周辺市町村等に対し応援を要請する。

地震・津波災害時における食糧供給対策は、一般災害対策：第Ⅲ編第2章第11節「食糧供給計画」に準ずる。